



疑義照会・医薬品変更報告書・情報提供書について

●疑義照会

疑義照会はFAXにて受け付けています。決まった様式はありませんが、確認作業をスムーズに行うために、下記項目の記載をお願いします。

(～17時まで対応可能です。時間外は、原則、翌平日対応となります。)

- ・処方日 ・患者番号 (処方箋左上の数字)、患者氏名 ・診療科 ・処方医
- ・処方内容、疑義内容
- ・調剤状況 (例) * 調剤待機中
 - * 患者様が来局され、回答を待っている状態
 - * 確認のみ (特に回答は急がない状態)
- ・薬局名、連絡先 (FAX番号)、担当薬剤師名 など

疑義照会については、調剤状況を確認し、至急の対応が必要なものから順次対応しています。処方医が手術中などで、すぐに対応できない場合には、回答が遅くなることを一度FAXさせていただきます。

●「医薬品変更報告書」

FAXにて受け付けています。決まった様式はありませんが、下記項目の記載をお願いします。

- ・処方日 ・患者番号 (処方箋左上の数字)、患者氏名 ・診療科 ・処方医
- ・処方箋記載薬品名称 ・調剤薬品名称 (メーカー名)、薬価
- ・薬局名、連絡先

平成28年4月1日より、医薬品変更報告書は診療録への取り込みを行い、処方医が確認しています。初回処方時、処方内容変更時に、医薬品変更の報告をお願いします。

なお、診療録へ取り込む都合上、1処方1枚で送信していただきますようお願いします。

●残薬が確認された場合などの「情報提供書」

FAXにて受け付けています。決まった様式はありませんが、下記項目の記載をお願いします。

情報提供書は、診療録に取り込みます。通常、次回再診時、処方医が確認します。

- ・処方日 ・患者番号 (処方箋左上の数字)、患者氏名 ・診療科 ・処方医
- ・薬局名、連絡先、担当薬剤師名
- ・情報提供内容

●処方せんの紛失、有効期限切れ等にかかる再発行

処方せんの紛失、有効期限切れ等による再発行につきましては、各科外来で対応致します。

いずれの場合も、患者様に来院していただき、再発行の手続きもしくは医師の再診を経た上での再発行となります。(院外処方せんの郵送等は原則行いません)

再発行に際しましては、自費負担 (処方せん料と同額)、または再診が必要となりますことを

